

世帯状況確認

A. 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】

(1) 7月1日現在、対象生徒の保護者等の全員が日本国内に住所を有しており、滋賀県内に居住していますか。

<input checked="" type="checkbox"/>	7月1日現在、保護者等の全員が日本国内に住所を有しており、滋賀県内に居住している。
<input type="checkbox"/>	保護者等の全員が日本国内に住所を有しているが、1名が単身赴任等により、滋賀県外に居住している場合であって、生活の本拠が滋賀県である（滋賀県外に生活の本拠がある場合は、生活の本拠がある都道府県で申請してください）。
<input type="checkbox"/>	保護者等のいずれかが国外に住所を有する場合→本給付金の対象外

(2) 生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していますか。

受給している	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書(※生業扶助が措置されていることが確認できるもの)を提出します。
受給していない	<input checked="" type="checkbox"/>	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助が措置されていないことを誓約します。

受給している場合は(3)(4)およびB.世帯員の状況についての記載は不要です。
受給していない場合は(3)(4)の確認に進んでください。

(3) 以下の①～⑦から、該当する箇所の□にチェックをしてください。

- ※ 所得に関する書類とは、課税証明書・非課税証明書、個人番号カードの写し等の書類です。
- ※ 所得に関する書類を個人番号で提出される場合は、滋賀県所定の個人番号等貼付台紙に必要事項を記載し、必要書類を貼付のうえ御提出ください。
- ※ 7月1日時点で成人(満18歳以上)の場合は、「親権者がいない」の③～⑦のいずれかに該当します。

親権者がいる	①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親等)2名分の所得に関する書類を添付します。
	②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分の所得に関する書類を添付します。 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情(DV、児童虐待、養育放棄、失踪や離婚協議中など)によりやむを得ず、親権者の1人の所得に関する書類を提出できない場合等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④または⑤のいずれかの□にシ印を付けてください。
親権者がいない	③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分の所得に関する書類を添付します。 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)等 ※未成年後見人が法人である場合、または民法の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く。
	④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分の所得に関する書類を添付します。 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合等 ※扶養関係の確認のため、扶養誓約書(別記様式第3号)を添付してください。
	⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分の所得に関する書類を添付します。 ・親権者または未成年後見人が存在せず、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合等 ※扶養関係の確認のため、扶養誓約書(別記様式第3号)を添付してください。
	⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人の所得に関する書類を添付します。 ・親権者、未成年後見人または主たる生計維持者ではない場合等
	⑦	<input type="checkbox"/>	所得に関する書類を提出しません。 ・所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人等ではない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割お支払いをしていない場合等

※7月1日時点で成人(満18歳以上)の場合は、「親権者がいない」の③～⑦のいずれかに該当します。
→④⑤に該当する場合は、扶養誓約書(別記様式第3号)を提出してください。

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えるものとする。

(4) 所得に関する書類を添付する者の氏名および生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄
滋賀 太郎	父

氏名	生徒との続柄
滋賀 花子	母

上記の者の1月1日現在の住所(=所得確認の対象年度に係る住民税の課税地)を記入してください。

滋賀	都道府県	大津	市区町村	滋賀	都道府県	大津	市区町村
----	------	----	------	----	------	----	------

⇒ 次ページ(3ページ)へお進みください。

7月1日の住所地と住民税の課税地が異なる場合は課税地を記入してください。

B. 【世帯員の状況について】

(生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給している世帯は記入不要です。)

令和6年7月1日現在の保護者等が、対象生徒以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養する場合には、以下に記入のうえ、扶養誓約書(別記様式第3号)を御提出ください。

	続柄	氏名	生年月日	学校名・学年等	課程	備考
扶養されている兄弟姉妹の状況	姉	滋賀 琵琶子	20xx 年 〇月 〇日	〇△大学・1年	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	
	弟	滋賀 二郎	20xx 年 〇月 〇日	私立△△高等学校・1年	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

弟妹が通信制の高等学校に在学している場合は、本申請の対象生徒に対して第2子以降単価を給付することが可能ですので、弟妹が在学する学校の在学証明書(別記様式第4号)を提出してください。

兄弟姉妹が全日制・定時制の高等学校、大学または専門学校等に在学する場合は、「上記以外」にチェックしてください。

- ※ 「続柄」欄は、本申請にかかると生徒が属する続柄(兄、弟、姉、妹等)を記入してください。
- ※ 「学校名・学年等」欄は、学校種(高等学校等に在学しているものについては学校名、学年)等を記入してください。例：〇〇高等学校〇年
- ※ 「課程」欄は該当するものにチェックを記入してください。
- ※ 就労などを理由に保護者等に扶養されていない場合は、上記および扶養誓約書(別記様式第3号)への記入は不要です。
- ※ 生徒の弟妹が通信制の高等学校等に在学する場合は、弟妹が在学する通信制の学校に対して、在学証明書(別記様式第4号)を申請者ご自身が依頼し、提出してください(※兄弟が通信制の高等学校の場合は、特に必要ありません。)

● 以下の場合は、忘れずに扶養誓約書(別記様式第3号)を御提出ください。

- ・ 対象生徒以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養する場合
- ・ 7月1日現在、対象生徒が成人(18歳以上)の場合

※ 生徒および兄弟姉妹(当てはまる場合のみ)の両方の氏名を記載してください。

⇒ 裏面(4ページ)へお進みください。

- 「学校記入」について
申請者ご自身で生徒が在学する学校に対して証明を依頼してください。
- 「同意事項」および「留意事項」について
内容をご確認ください。

学校記入 ※

(1) 本申請に係る生徒は、認定基準日（令和6年7月1日）現在、本校第 3 学 年（ 次）、
（ 全日制・ 定時制・ 通信制 ・ 専攻科）に在学しています。

(2) 本申請にかかる生徒に関する高等学校等

(3) 本申請にかかる生徒は、認定基準日（令和6年7月1日）現在、本校第 3 学 年（ 次）、

- 高等学校等就学支援金(新制度)
- 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者です。
- 申請書の 2 ページにおける委任事項を確認し、当給付金の代理受領について受任します。
（学校において代理受領を受任しない場合は、チェック不要です。）

在学する学校において確認・記入いただく項目です。
学校所定の証明を使用される場合は記載項目が合致しているかを御確認ください。

以上を証明します。

2024年 7月 △日

(3)は、高等学校等就学支援金もしくは高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しの支援)のどちらかの支給対象者かをチェックいただくものです。
両方にチェックをしないように気を付けてください。

学校所在地

大津市京町〇ー〇

学校名

〇〇学園高等学校

校長名

琵琶湖 カイツブリ

印

※「学校記入」の欄については、生徒が在学する学校において記入してください。

※生徒が在学する学校において申請を取りまとめ滋賀県へ提出する場合は、様式「申請者一覧」への必要事項の記入により、上記「学校記入」の欄への記入および押印を省略することができます。

同意事項

- (1) 滋賀県が、給付金の認定および給付に必要な範囲内で、生徒にかかる高等学校等就学支援金または学び直しへの支援の申請書類および届出書類の個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けること。
- (2) 滋賀県が、給付金の認定および給付に必要な範囲内で、生徒の在学する高等学校等の持つ生徒にかかる個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けること。
- (3) 滋賀県が、給付金の認定および給付に必要な範囲内で、申請者と同一の世帯に属する他の生徒の給付金の申請および給付の状況を確認すること。
- (4) 滋賀県が、給付金の認定および給付に必要な範囲内で、生活保護の受給状況、道府県民税・市町村民税の課税状況、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の措置状況およびその他知事が必要と認める事項について、行政機関へ照会等の調査を行うこと。

留意事項

給付金の決定が取り消された場合は、既に給付された給付金の全額または一部を定められた期限までに返還しなければなりません。
なお、保護者等は、給付金の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を滋賀県に納付しなければなりません。

⇒ 記入いただく内容は以上です。
別紙「提出書類確認シート」を確認の上、添付する書類に漏れがないよう申請してください。